

千葉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要について

令和 8 年 7 月

公園緑地課

千葉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（令和 8 年千葉県条例第 15 号）により、千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号）が改正されました。これに伴い、改正後の千葉県屋外広告物条例（以下「改正条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるため、千葉県屋外広告物条例施行規則（昭和 44 年千葉県規則第 46 号）の一部を改正します。

1 概要

- （１）安全点検義務の対象外となる屋外広告物等として以下のものを定める。【改正条例第 12 条の 4 第 1 項関係】

はり紙、立看板、広告幕、電柱類巻立広告、車体広告等

※落下しても重大な事故の原因になる蓋然性が低い屋外広告物等

- （２）安全点検の実施期間及び点検箇所について定める。【改正条例第 12 条の 4 第 1 項関係】

期間：3 年を超えない期間ごと

点検項目：下表のとおり

点検の箇所	点検の項目
基礎部及び 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷

- （３）以下の屋外広告物等の安全点検については、１（２）で定める事項の対象外とする。【改正条例第 12 条の 4 第 1 項関係】

（知事が別に定める屋外広告物等として想定されるもの）

電柱類袖付広告、消火栓標識利用広告等

※国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等で、別法令等の規定により点検方法等が定められている屋外広告物及び独自の基準により点検を実施している屋外広告物等

- (4) 許可を受けて表示し、又は設置される広告物等(1(3)で定める屋外広告物等を除く。)に係る安全点検を実施する者として、屋外広告士と同等以上の知識を有するものを以下のとおり定める。【改正条例第12条の4第2項関係】
- ア 点検技能講習修了者
 - イ 一級建築士及び二級建築士
 - ウ 特定建築物調査員
 - エ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員等
- (5) 許可更新申請書に添付する以下の図書について、改正及び追加を行う。【改正条例第12条の4第3項関係】
- ア 広告物等の写真(点検により異常が認められた場合は、異常箇所の補修状況が分かる写真も添付)
 - イ 安全点検報告書(申請日の3箇月以内に実施したもの)
 - ウ 点検者の資格を証する書面の写し
- (6) その他所要の規定の整備を行う。

2 施行予定日

令和9年4月1日